

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正のポイント

1 規制対象行為の拡大等（2条）

- (1) 規制対象行為である「つきまとい等」として、次の行為を追加。（1項1・5号、2項）
 - ①住居等の付近をみだりにうろつくこと。
 - ②SNSのメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ること。
- (2) 性的羞恥心を害する電磁的記録等の送りつけ等を確認的に明記。（1項8号）

2 禁止命令等の制度の見直し（5条）

- (1) ①警告を経ずに禁止命令等を行うことも可能に。（1項）
②緊急の場合には、禁止命令等の事前手続として必要な聴聞を事後化。（3、4項）
- (2) 禁止命令等の有効期間を設け、1年ごとの更新制に。（8～10項）

3 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し被害者情報を提供することを禁止。（7条）

4 ストーカー行為等の相手方に対する措置等

- (1) 職務関係者による被害者の安全確保・秘密保持、職務関係者に対する研修・啓発、国、地方公共団体等による情報管理の措置を規定。（9条）
- (2) 避難のための民間施設における滞在支援、公的賃貸住宅への入居の配慮を規定。（10条）

5 ストーカー行為等の防止等に資するための措置

- (1) 加害者を更生させるための方法、被害者の健康回復の方法等について、調査研究を推進。（11条）
- (2) 国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加。（12条）

6 責則の見直し

- (1) ストーカー行為罪を非親告罪化。（18条）
- (2) ストーカー行為罪・禁止命令等違反罪の罰則を強化。（18～20条）